

簡易裁判所の事物管轄の変遷

昭和 22 年 5 月 3 日 裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）施行

- ・ 全国に数多くの簡易裁判所が設置された。
- ・ 簡易裁判所の事物管轄は 5,000 円 とされた（それまでの区裁判所の事物管轄は 2,000 円。）

昭和 26 年 1 月 19 日 昭和 25 年法律第 287 号による改正

- ・ 簡易裁判所の事物管轄が 3 万円 とされた。

昭和 29 年 6 月 1 日 昭和 29 年法律第 126 号による改正

- ・ 簡易裁判所の事物管轄が 10 万円 とされた。

昭和 45 年 7 月 1 日 昭和 45 年法律第 67 号による改正

- ・ 簡易裁判所の事物管轄が 30 万円 とされた。

昭和 57 年 9 月 1 日 昭和 57 年法律第 82 号による改正

- ・ 簡易裁判所の事物管轄が 90 万円 とされた。
- ・ 訴訟の目的の価額が 90 万円以下の不動産に関する訴訟が地方裁判所と簡易裁判所の競合管轄とされた。
- ・ 簡易裁判所に提起された訴訟の目的の価額が 90 万円以下の不動産に関する訴訟について、被告の申立てによる地方裁判所への必要的移送制度が新設された。
- ・ 簡易裁判所で審理中の訴訟について、当事者の同意による必要的移送制度が新設された。